

議員提出議案第六号

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を求める意見書
右の議案を提出する。

平成二十年十二月八日

提出者

杉並区議會議員

関 昌 央

同 増 田 裕 一

同 北 島 邦 彦

同 中 村 康 弘

同 松 浦 芳 子

同 小 倉 順 子

同 小 川 宗 次 郎

同 伊 田 としゆき

同 小 泉 やすお

杉並区議會議長 青 木 さちえ 様

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を求める意見書

近年の輸入冷凍餃子への毒物混入事件や一連の食品偽装表示事件、事故米の食用不正転売事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故など、消費者が被害者となる事件・事故が相次いでいる。さらには、多重債務、クレジット・投資詐欺、架空請求、振り込み詐欺などの被害も跡を絶たない状況である。

消費者センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる相談窓口であり、消費者被害相談の多くは、同センターに寄せられている。また、全国における相談件数も、近年大幅に増加しており、消費者センターの役割は一層重要なものとなっている。

しかし、自治体の地方消費者行政に関する予算は、ピーク時の平成七年度には全国で約二百億円であったが、平成十九年度には全国で約百八億円に落ち込むなど、大幅に減少している。そのため、十分な相談体制がとれない、消費者啓発も十分に行えないなど、その機能が不全に陥っている実態が明らかとなった。

このような状況の中、政府は消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、消費者庁設置などの政策を検討しているが、真に消費者の利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、次の措置を講じるよう強く求めるものである。

一 消費者の苦情相談が、地方自治体の消費者相談窓口において、迅速かつ適切に助言・あつせん等により解決されるよう、消費者センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約機能を強化し、国と地方のネットワークを充実すること等、必要な法制度の整備をすること。

二 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十二月八日

杉並区議会議長名

